

裁判員経験者の意見交換会（第6回）議事録

- 1 開催日時 平成28年9月16日（金）
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 山口地方裁判所大会議室（本館3階）
- 3 出席者 山口地方裁判所 第3部総括判事 大 寄 淳
同 判 事 芹 澤 俊 明
山口地方検察庁 検 事 清 水 紀 和
山口県弁護士会 弁 護 士 中 山 修 司
裁判員経験者1番（30代 男性）
裁判員経験者2番（40代 女性）
裁判員経験者3番（50代 男性）
裁判員経験者4番（50代 女性）
補充裁判員経験者5番（40代 女性）
- 4 議事内容

司会者（大寄裁判官）

本日は、裁判員、補充裁判員の経験者5名の方々にご出席をいただきました。裁判員裁判のために裁判所にお越しただけでも大変お手間を掛けておりますところ、本日の意見交換会の方にまでご足労いただきまして、本当にありがたく感じております。

本会の司会進行は、山口地方裁判所の裁判官であります大寄が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それではまず、法曹関係の参加者の方から挨拶をお願いしたいと思います。

法曹三者（清水検察官）

山口地方検察庁の検事の清水と申します。よろしく願いいたします。

法曹三者（中山弁護士）

弁護士の中山修司です。山口県弁護士会の裁判員制度対応本部の副本部長を

しております。よろしく申し上げます。

法曹三者（芹澤裁判官）

山口地方裁判所刑事部裁判官の芹澤と申します。

本日、御参加の皆さん方が参加された裁判員裁判では、右陪席裁判官ということで、いずれも一緒に評議等させていただきました。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者（大寄裁判官）

さて、裁判員裁判が始まってから7年余りが経ちました。人間の成長になぞらえますと、ようやく小学1年生ということになります。この間、山口地方裁判所におきましても、様々な事件の裁判員裁判が行われました。その運用につきましては、検察庁、弁護士会、裁判所の関係者におきまして、よりよいものにするための努力を日々続けているところでございますけれども、実際に裁判員、補充裁判員を経験された皆様の率直な御意見をいただいて、よりよい運用に向けての参考とさせていただければありがたく存じます。

それでは、まず裁判員裁判に参加しての全体的な感想、印象といったものをお話しいただいてよろしいでしょうか。本日も失礼ながら番号でお呼びをさせていただきます。

まず1番さん申し上げます。

裁判員経験者（1番）

裁判員裁判を経験して、今まで裁判というものにあまり興味がないというか、自分には無関係なこととして捉えていました。裁判員裁判の通知が来た時も、抽選で選ばれるということで、自分は選ばれないだろうと思っていました。結果、選ばれたわけですけど、この経験をして、裁判の見方が自分の中で変わったというか、テレビでニュースを見た時、裁判の状況だったり、結末というか、そういうのも考えるようになりました。実際、裁判をやってみて、無知というか、あまり何も知らない状態で裁判を行ったんですけど、最終的には、全部が

全部分かったわけではないのですが、状況とか把握できて、とてもいい経験になったし、裁判を通じて、自分自身も他人事じゃないんだなというふうなことを痛感しました。

司会者（大寄裁判官）

ありがとうございました。

2番さん、お願いします。

裁判員経験者（2番）

1番の方と同じで、ならないだろうと思って当日来たんですけど、まさか自分が選ばれるとは思わず、知識も何もなくて進めていったんですけど、分からなくても親切に色々と専門用語とかも教えていただいたので、裁判中は「なるほど、こういうことか。」という感じで、すごく分かりやすく教えていただきました。実際、自分が経験して思ったのが、今まで裁判とか、そういうことに全然無知だったのが、ニュースとかを見て、「ああ、こういうことなのかな。」「ああ、こういうふうな形で進められてるんだ。」と思えるようになって、色んなことが経験できたのがよかったかなと思いました。

司会者（大寄裁判官）

ありがとうございます。

3番さん、お願いいたします。

裁判員経験者（3番）

私の場合も、まさか当たるとは思っていなかったもので、いい経験をさせていただきました。血が出るとかそういうのに当たって、そういう証拠を見ながらというのは大変だな、そういうのにはちょっと当たりたくないなと最初は思いました。幸いにもそういうのには当たらなかったもので、ホッとしたんですけども。それとお話を聞いていたら、すごく長い裁判もあると言われていたので、あまりにも長いと業務に支障を来すとか自分なりに自分の仕事のこととか考えながらやってたんですけど、いざ始まると内容的にも知らないことを沢山教

えていただいて、中身の濃い時間で、最後は、もうちょっとやってもいいなと思うくらいでした。特に皆さんの刑に対する思いで、この人は許せないと思う人は重い刑を言われていたんですけど、軽い刑を望まれている人もいて、やっぱり人それぞれだから、その大勢の人数で話し合いながら決めていくという裁判員裁判は非常にいいなと思いました。

司会者（大寄裁判官）

ありがとうございます。

4番さん、お願いいたします。

裁判員経験者（4番）

選任に関しましては、私がいなければちょっと困るかなと思いつつも、やっぱり困らないかなと思ったり、悩んで、選任に入りました。そして今回のことも、最後まで悩んで、出席の回答を最終日に出したんですが、裁判員裁判を経験して、あらゆる出来事に対して、真実は何かと考えるようになりました。供述がよく分からなかったり、真意がこちらに伝わらなかったり、もっと深く考えていけばという、その人間の幼い頃からの教育というのがすごく大事ななと思いましたし、誰かに助けを求めるすべを小さい頃から持つておかないといけないなというのも、大人になって、急に人に頼ることができませんから、非常にそれは感じました。裁判員裁判を経験して、本当に日々色々な出来事が起きてるので、でもやっぱり、被害者は被害者なんだなと、本当に報われることはないなというふうに思いました。

司会者（大寄裁判官）

ありがとうございました。

5番さん、お願いいたします。

補充裁判員経験者（5番）

裁判所から手紙が来るということは今まで経験がなかったので、まず最初に名簿に載ったということで驚いたのに、呼び出しが来て、もう1回驚きまして、

経験させていただいて、全体的には皆さんがおっしゃったように、いい経験をさせていただいたなというのが1番あるんですけど、よく考えたら被告人の人生を左右するし、場合によっては、被害者の方とか遺族の方の今後の人生を左右するようなこともあり得るので、責任はかなり重いものがあるなどは思いました。

裁判員裁判をやっていた中で、立場が違う主婦だったり、会社員だったり、年代も色んな方が集まって、それぞれの御意見が違うので、量刑とか決める時も、3番さんがおっしゃったように、皆で話し合っ、1つの結論を導き出していくという過程は、結構有意義だったと思います。

司会者（大寄裁判官）

ありがとうございました。

皆様が今、話題にしてくださったことも含めて、これから手続の流れに従って順次お話を伺っていきこうと思います。自らご発言いただいても構いませんし、こちらで適宜当てさせていただく場合もあろうかと思しますので、よろしくお願いたします。

まず、皆様が裁判員、補充裁判員に選任された選任手続の進行に問題がなかったか。選任手続当日のことでも、それに至るまでの手続の流れについてでも結構ですので、何かお気づきの点があれば、お話をいただいてもよろしいでしょうか。

2番さんいかがでしたか。

裁判員経験者（2番）

私は、これとってそんなに感じませんでした。中には、もしかしたら仕事とか、家庭とか、そういった事情も色々あると思うんですけど、私自身はそういう影響はあまり感じませんでした。

司会者（大寄裁判官）

ありがとうございます。3番さんいかがでしょうか。

裁判員経験者（3番）

私も最初は、仕事があるからできれば断りたいなとちょっと思ったんですけど、でも一生に1回、当たるか当たらないか分からないから、経験のために是非参加してみようと思って、最初に行ったら、また抽選だと言うので、これは当たらないだろうなと踏んでたら、ころっと当たったので、「これは、もう。」と心を決めました。

司会者（大寄裁判官）

選任手続の前に、裁判所から選任に関しての資料を送らせていただいていると思うんですけど、それについての分かりやすさみたいな、4番さんの方で「この資料もうちょっとこう書いてくれば心構えができたのに。」とか、何か気になる所があればお話しいただいてもいいですか。

裁判員経験者（4番）

私がいただいた資料は、日数的にもそんなに長くなかったもので、これなら出られると思ひまして決めさせていただきましたけれども、まあ、あのくらいでいいんじゃないかと思ひました。

司会者（大寄裁判官）

ありがとうございます。選任手続の中で、ご記憶があるかどうかわかりませんが、ご事情のある方については別の部屋で個別にお話を伺うということ質問票に書いてございます。改めて、裁判員等に選任されて差し支えがないか、それとも別室でお話をしたいかといったことを、私の場合は選ばれた場合の心の準備をしていただくという意味もあって、候補者全員がいる所で一人一人にお尋ねをさせていただいております。その分、時間をいただいておりますし、あまり他では聞かないやり方ではあるんですけども、格別違和感がなかったかどうかというふうに聞かれたら、5番さんいかがですか。

補充裁判員経験者（5番）

そうですね、特に違和感は感じませんでしたけど。ただ、少し時間はかかる

などというのは正直な感想ですけど、皆さん御事情があると思うので、それは仕方がないかなとは思いますが。

司会者（大寄裁判官）

1 番さん、いかがでしたか。

裁判員経験者（1 番）

自分も仕事が忙しい時期で、会社の方に「ちょっと断ってくれんか。」というふうなことも一旦言われたんですけど、会社の方も承諾してくれたので、そのまま選ばれてもいいつもりでは来ましたが、期間が長ければ困ったかなとちょっと思いました。

司会者（大寄裁判官）

手続の進行自体は特に違和感なく流れていったということでもいいですか。

裁判員経験者（1 番）

そうですね。

司会者（大寄裁判官）

ありがとうございます。

では、審理の場面に話を移させていただきます。まず、起訴状が検察官によって読み上げられた後、被告人が、事実について間違いがないなど、そういった話をする機会がございまして、それと検察官、弁護人が証拠によって証明しようとする事実、法律上の主張などを述べる冒頭陳述というものがございまして。この冒頭陳述について、分かりやすかったとか、こんな点が少し理解しにくかったとか、今となってみるとこんな工夫をしたらよかったんじゃないかと思うとか、形式の面でも構いませんし、内容の面でも構いませんので、何なりとお話をいただければと思います。

3 番さんいかがですか。

裁判員経験者（3 番）

最初、聞いていて、専門用語とかがあったりして、ちょっと意味が分からな

いなというのがありましたけど、控室へ帰ってからかみ砕いて色々説明していただいたのでよく分かりました。どこが分からないかというのは人それぞれですけど、最初はどうしても慣れていないので。後からはすごくスムーズに、何を言われても大体分かるようになりましたけど、最初の方は緊張していたせいもあって、ちょっと分かりづらいなというのもありました。

司会者（大寄裁判官）

なるほど。今となってみると、欲を言えばという話かもしれませんが、検察官なり弁護士なりがもう少し分かりやすい形にしてくれれば、裁判官から話を聞かなくても分かったのになという思いがある。そんな感じですね。

裁判員経験者（3番）

そうですね。最初はそう思いましたね。

司会者（大寄裁判官）

4番さん、いかがでしたか。冒頭陳述の関係でお話しただけだと思います。

裁判員経験者（4番）

そんなに難しいとは思いませんでしたけれども、やっぱり控室で説明をしてくださったので、本当によく分かったと思います。

司会者（大寄裁判官）

5番さん、いかがでしたでしょうか。正直なところをお話しただいて全然構いませんので。

補充裁判員経験者（5番）

ちょっと記憶が怪しいんですけど、確か資料を紙でいただいて、画面にも映されたりして説明をしていただいたかと思うんですけど、想像していたよりもすごく分かりやすいというか、争点というか、弁護士と検察官が主張したい所が、何か分かりやすく書いてあったような印象を今、思ってるんですけど。具体的にどういう所がというのはちょっと記憶が怪しいんですけど、全体的には

分かりやすかったような記憶があります。

司会者（大寄裁判官）

1 番さん、いかがでしたか。冒頭陳述について。

裁判員経験者（1 番）

自分が思ったのは、とても分かりやすく説明してもらえたので、分からないことは教えてもらったので、特別そういうことは思わなかったですね。

司会者（大寄裁判官）

2 番さん、いかがでしたか。冒頭陳述について。

裁判員経験者（2 番）

休憩に入って色々教えていただいたので、分かりやすかったんですけど、ただ自分が選ばれて、その後すぐに法廷に行くというので、それだけでもすごく緊張して、その日の休憩までの間の記憶があまりないんですよ、何が起こったのかっていう。その場のことでいっぱいいっぱい、私は今、何を聞いているのかというのが分からなくて、休憩に入って、ようやく自分の中で「ああ、こういうことなんだな。」って思って、それからようやく理解ができたので。ちょっと当日は、ほとんど記憶がないというような感じです。

司会者（大寄裁判官）

率直な意見ありがとうございます。

3 番さんの事件は内容が争われている、いわゆる否認事件でしたので、他の方とはちょっと毛色が違う所があったかもしれません。事件によって、検察官も工夫の度合いが変わってくる所もありますし、弁護人も色々な形でなされるという所がありますけれども、法曹関係者の方から、冒頭陳述について技術的な話でも、また内容面の話でも、こういったことでも構いませんが、いかがですか。

法曹三者（中山弁護士）

冒頭陳述の時に、弁護人がしゃべってる最初の場面があるかと思うんですけど

れども、その時の弁護人から受けた印象ですね、「とても熱意があるように感じた。」とか「あれは自信たっぷりにしゃべってる。」とか、何か、その態度とか物腰とかで感じられたことがもしあれば。逆に例えば「自信がなさそう。」とか「おどおどしてる。」とかそういった気付かれたことがあれば教えていただきたいと思います。

司会者（大寄裁判官）

ご記憶にある範囲で構いませんけれども、印象深いことがあれば、差し支えない範囲で。4番さんいかがですか。

裁判員経験者（4番）

確か弁護人の方だったと思うんですけど、罪自体は認めていましたし、もう罪を背負うという感じだったので、弁護人は、そのもどかしい思いを、署名を断ったとか、そういうことを言われていたと思うんですけど、もどかしさを感じました。真摯にもっと弁護したいんだろうなというふうには受け取れました。

司会者（大寄裁判官）

5番さんも、もしあれば。

補充裁判員経験者（5番）

すみません、席にいらっしゃって説明していただいたのは覚えてるんですけど、淡々とというか、裁判員に投げかけるようにというか、検察官もそういう感じは受けたんですけど、裁判員の皆に分かりやすくというか、こう語りかけるような、分かりやすく説明してるというような気持ちはすごく感じました。

司会者（大寄裁判官）

他の方にも伺っておきましょうかね。1番さんいかがですか。もしご記憶があれば、ちょっと前の話ですけども。

裁判員経験者（1番）

すごく熱意が伝わってきました。

司会者（大寄裁判官）

2番さんいかがでしたか。

裁判員経験者（2番）

少ししゃべりが早かったので、もう少しゆっくり話してもらえたら嬉しかったかなというのは感じました。

司会者（大寄裁判官）

3番さんは、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（3番）

私の場合は、検察官の声が大きくて、弁護される方はちょっと声が小さかったんですね。何度もその途中で、「もうちょっと大きい声で。」と裁判官の方からも言われたりとかいうのもあって、聞いててやっぱり声が大きい方が同じことを言っても正しく聞こえるじゃないですけど、そういう印象を受けるので、やっぱりメリハリのある声がまず大切だなと思ったのと、事件の内容、やっぱりあの被告人を弁護するには無理があるような、そういう証拠を並べても非常に苦しい弁護だったんだなと思ってましたから、その辺であまり元気がないのかなと思ったけど、やっぱり弁護するからには、ドンと大きな声でされる方がいいなと思いました。

司会者（大寄裁判官）

忌憚のない御意見ありがとうございました。

裁判所の方としても、当事者に、今の話も踏まえて、アドバイスできるところがあればしていきたいと思います。

それでは引き続きまして、証拠の取調べについてお話を進めさせていただきます。

検察官が読み上げをしたり、写真を示したりしながらする証拠書類の取調べと、証人の話を聞く証人尋問、被告人の話を聞く被告人質問とありますけれども、証人尋問からお尋ねをさせていただければと思います。

先ほども述べましたが、3番さんの事件が、被告人が1つの事件を除いて自

分が犯人じゃないと否認をしていた事件であったかと思います。ですので、証人の証言が、結論を決める上で大きな重みを持つものだったのかなと思いますけれども、証人尋問について、こんな感想を持ったとか、御意見があるということがあればお話しいただいてもよろしいですか。

裁判員経験者（3番）

同じ事件で一人は罪を認めているということで、その人が意見を述べられて、片や真反対で、それは全く関与していませんという形だったので。でも、どう見ても、その片方の証人の方が正しいことを言っているなという雰囲気はすごく伝わってきたので、だから無理をしてじゃないけど、嘘を突き通すよりも、ちゃんと早く罪を認めて、その方が印象は良いから、罪も軽くなるんじゃないかなと私は思いながらずっと聞いてたんですけどね。だから、弁護人の持って行き方だと思うんですけど、もう完全に不利だと思ったら、方向転換じゃないけど、情状酌量を求める方が絶対印象は良いなと思いました。なぜこんなに長いこと、どう見ても不利な状況を継続させるのかなと思いましたので、途中で方向転換できないんでしょうけど、そういうのが可能なのであれば、その方が絶対に私らでもそんなのならと思いますね、人間だから。そんなにその人が長いこと、罪を背負って入っているよりは、早く更生してもらった方がいいんじゃないかなと思うので、そういうのもあるんじゃないかなと思いました。

司会者（大寄裁判官）

弁護人としても難しい所があるかもしれませんね。

尋問、質問の意図が分かりにくいというふうに感じるようなことはございましたか。その辺はいかがですか。

裁判員経験者（3番）

苦しい証拠なのに、苦しい質問をその被告人に投げかけて、しゃべって、途中でつじつまの合わないようなことが出てきたりしていたので、初めからちょっとこれはというのがありましたのでね。だからさっきと一緒になんですけど、

苦しい言い訳じゃないけど、そういうのはもう逆効果だなと思いながら聞いてました。

司会者（大寄裁判官）

1番さんの事件は、事実に争いはないのですが、刑を定める上で必要があるということで、親族の方と精神科医の先生が一人ずつお見えになって、証言をいただいた事件であったかと思います。精神科医の先生の方は、専門的な事項について証言をいただいたということになるので、その辺が、先ほど言われた全部分かったわけじゃないという辺りになると思うんですが、分かりやすかったか、そう言えなかったとすれば、お話しいただく先生はさておいて、取調べを請求した検察官や取り調べるよと決めた裁判所の方で、何か事前に工夫できるようなことがあるかとか、何でも結構ですでお話しいただいてもいいですか。

裁判員経験者（1番）

ちょっと難しいですね。正直、精神科医の先生の話は聞いていて、難しく理解し難い所もあったんですけど、専門的知識で説明されていたので、その辺は自分は納得しました。

司会者（大寄裁判官）

ありがとうございます。

4番さん、5番さんの事件は、刑を定める上で、取調べが必要な証人が検察官、弁護士双方ともにいないということで、証人尋問がございませんで、被告人質問だけだったということになりますけれども、証人がいなかったということについて違和感がなかったか、こんな人の話が聞けたらよかったとか何かございますか。

裁判員経験者（4番）

証人の尋問がなかったのは、被告人のあの陳述だけでは、分かりにくいところが本当にありました。残された兄弟もいなかったですね。誰か近所の人とか、

お寺の方とか、署名の発起人とかが、まあ田舎だから、その人の素性或素行を知ってるでしょうから、そういうことに至った事件の背景とか全部語ってもらえる人が誰かいたらよかったなと思ってます。

司会者（大寄裁判官）

5番さんはいかがでしたでしょうか。

補充裁判員経験者（5番）

そうですね、被告人の証言だけだったら、その犯行に至るまでの気持ちの面で、気持ちに変化していったというふうに本人はおっしゃったんですけど、ちょっとそれは言葉少なで分かりにくかったんですね。それで、その辺が分かるような、証人の方、親族かご近所の方か普段関わりのあるような方がいらっしやれば、もうちょっとよかったのかなというのがありました。

司会者（大寄裁判官）

証拠書類の取調べについて伺えればと思いますけれども、証拠を読み上げる検察官なり弁護士なりの話し方、また、図面、写真といったものの写し方、そういった形式的な面でも構いませんし、内容面でちょっとここまでの証拠書類の情報量は要らなかったんじゃないか、いやむしろ刑を判断する上でこんな資料があったらよかった、その辺りも話が伺えればと思いますけれども。

2番さん、いかがでしたか。

裁判員経験者（2番）

検察官が用意していただいた資料がとても分かりやすく、皆と話してたんですけど、「これだけすごく分かりやすい資料だったら何も言わなくても分かるよね。」というようなことを言っていたので、私たちが携わった分では、検察官が用意された資料はすごくよかったなという印象があるので、別に困ったとかそういうのはなかったと思います。

司会者（大寄裁判官）

2番さんの事件は、事件の数としては多い方であったんですかね。

裁判員経験者（2番）

はい，そうです。

司会者（大寄裁判官）

にも関わらず検察官が本当に判断に必要なことについて，うまいこと情報を絞り込んでくれたと。そういった御意見だということによろしいですか。

裁判員経験者（2番）

はい。

司会者（大寄裁判官）

3番さん，いかがでしたか。証拠書類の話。

裁判員経験者（3番）

色んなコンビニの写真とか，防犯カメラの写真とか揃ってまして，後はクレジットカードを使ったその履歴なんかも細かくあったので，割と判断しやすかったと思いました。逆に，被告人がそれを証明したければ，こういう証拠をちゃんと用意すればいいのになというのが何点かあったので，これさえ出せばアリバイが解けるのになというのがあるって，なぜかなと思いました。

司会者（大寄裁判官）

3番さんの御意見は，弁護人の方で集めることはできないかもしれないけれども，それが集められて出してもらえるなら，説得力のある主張になったのにな，そんな思いがあるということですか。

ありがとうございます。

4番さん，5番さんの事件は，先ほど述べましたとおり証人がおりませんでしたので，証拠書類の取調べの比重が比較的大きかったと思うんですが，いかがでしたでしょうか。4番さんお願いします。

裁判員経験者（4番）

家の図面とか見取り図とかいうのは，分かりやすかったと思います。証拠というのは，ライター1個だったので，後から家を燃やしたような画像がありま

したけれども、燃やす画像はあまり必要なかったかなと思いました。

司会者（大寄裁判官）

ありがとうございます。

5番さんお願いします。

補充裁判員経験者（5番）

私もあの家というか倉庫というか、何か建物に灯油をまいて燃やしたらこんな感じになるよみたいな映像があったんですけど、あれは正直、どうかなと思いましたけど、まあ、こういう燃え方をして、その中に被害者の方がいたわけなので、残酷さと言ったらあれですけど、それが分かるといえば分かる。そこが検察官は訴えたかったのかなというのは、少しありました。その他は、すごく全般的に分かりやすいように思いました。

司会者（大寄裁判官）

1番さんの事件は、検察官から遺体写真について取り調べられたいと請求があったんですけど、裁判所は、裁判員の精神的な負担が大きいと思われる一方で、事実を認定する上で必要性がない、量刑を判断するにも必要性に乏しいと考えて、これを採用しなかったという経緯がございます。

4番さん、5番さんの事件は、イラストも含めてそのようなものの取調べの請求がそもそも検察官の方からなかったという事案なんですけれども、著しく精神を刺激しかねない証拠ということで、遺体写真というのが論じられているところでありますけれど、1番さんとしては、刑を定める上でそのような証拠があった方がよかったかどうか、その辺の御意見伺ってもよろしいですか。

裁判員経験者（1番）

遺体写真については必要性はなかったと自分自身は思います。状況を見た時に裁判員の人はどういう反応をするかというのを経験してないんですけども、そういう話もちよっとあったので、イラスト等でどういう感じというのは、検察官の方で準備してもらえたので、自分は、大体の状況は把握できました。

司会者（大寄裁判官）

ありがとうございます。

5番さんいかがでしたか。

補充裁判員経験者（5番）

私が携わった事件については、そういった証拠というか写真等の必要性は感じなかったです。量刑を決める上でも、特にそれがあっても、それによって左右されたとは思わないです。

司会者（大寄裁判官）

少し戻りますけど、火を燃やしたらこんな感じになるよというのも、今考えてみると、どうだったのかなと思われてるということなので、その辺もあまり刑を決める云々の所では、参考となるべき証拠とはやっぱりちょっと距離があった。

補充裁判員経験者（5番）

あれを見ても、見ていなくても、あまり心情的には左右されてないのかなというのは思いました。ただあれも人によっては、ちょっと怖い感じを受ける可能性もあるのかな。私はそこまでは思わなかったですけど。それはちょっと思いました。

司会者（大寄裁判官）

4番さん、遺体写真がなかった点についていかがでしたか。

裁判員経験者（4番）

なかった方がよかったと思っています。

司会者（大寄裁判官）

証拠の取調べ、証人と証拠書類とそれぞれお話をいただいたというところですが、法曹関係者の方から、こんな点、皆さんどうお考えになりましたかというように所を伺っておきたい所があれば聞いていただければと思いますが。

法曹三者（清水検察官）

先ほどのお話で、3番の方にちょっとお尋ねなんですけれども、証人尋問のことで、証人の証言を聞いて「あっこれは間違いないな。」というふうに思われたということなんですか。争いがある事件で、この事実があったというのは、あの証言を聞いてそう思われたということなんですか。

裁判員経験者（3番）

いや、証言を聞いてというわけじゃなくて、全体的な全てを聞いてです。ただ証人の話だけでというわけではないです。前後の色々な関係とか含めての話なんですけど、証人のしゃべり方なりで、片や、被告のしゃべり方とかいうのを聞いていても、内容的にも、これは証人の方が正しいなという印象は受けましたが、それだけで決め手というわけではないです。

司会者（大寄裁判官）

その前後の流れというのは、客観的な事実の経過というのをも併せてという御趣旨でおっしゃいましたか。

裁判員経験者（3番）

はい。

法曹三者（清水検察官）

やっぱり最終的には、証人の話と被告人の話と両方比べてどちらが正しいかということなんですか。

裁判員経験者（3番）

はい。それに、色々な証拠が出てきたので、もう圧倒的にこっちが正しいなという印象を受けました。

法曹三者（清水検察官）

色々な証拠は証言には合っているけれども、被告人の話には合っていないというようなことですか。

裁判員経験者（3番）

合っていないものもありましたね、結構。それとすごく無理があるなという。

無理があるのであったら、それを証明するものが出せるのに、なぜ出してこないのかな、というのもありましたけどね。

法曹三者（清水検察官）

ありがとうございました。

法曹三者（芹沢裁判官）

証人尋問ですとか、それから証拠書類の取調べの時間的な長さとか、合間の休憩の取り方などについて、ちょっと長くて集中力が途切れちゃったとか、もう少しこういう工夫をされたらよかったのかなとか、何かその辺りの御感想、御意見があればお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

裁判員経験者（1番）

正直、事件のことを整理しようとして一杯になって、時間が足りないくらいに感じました。休憩は必要だとは思いますが、要所、要所というか、同じ時間間隔で休憩も取ってもらえたので、特に今のままで、自分的にはよかったのかなと思います。

司会者（大寄裁判官）

2番さんいかがでしたか。

裁判員経験者（2番）

休憩については、再々声を掛けていただいて、こまめにとっていただいたので、そんなに辛いとかいうのは感じなかったんですけど、書類を見たりとか、そういう時間がもう少しあればよかったかなというふうに思いました。

司会者（大寄裁判官）

3番さんいかがでしたか。

裁判員経験者（3番）

弁護人が前に映されているのをずっと棒読みじゃないけど、ずっと同じように読まれていて、すごく時間が超過した時があったんですけど、それってもう見れば皆分かるわけだから、かいつまんで本当に自分が言いたいところだけを。

読むだけだったらあまり意味がないなど。だからちゃんとその中の一番主要な所でもいいし、全部を読まなくても、3番だったら3番に関してはこの所とか、かいつまんで言っていただいた方が、より何が言いたいのかというのも分かりますし、我々にも響いてくるんじゃないかなと思いました。

司会者（大寄裁判官）

なるほど、一緒の場面でも、その判断に結び付くことについて立証してくればいいじゃないかと。そういうことですかね。

裁判員経験者（3番）

ええ、だって1からずっと読むんだったら、別に意味がないなど。読めるわけだから。

司会者（大寄裁判官）

4番さん、いかがでしたか。

裁判員経験者（4番）

事件を精査するというか、時系列でちゃんと認識をするのは、当たり前、必要なことだとは思ったんですけど、判決の前の話合いが足りないかな、というような気がしました。

司会者（大寄裁判官）

それはまた、評議のお話で更に聞いていきますね。

5番さんはどんなふうに思われましたか。

補充裁判員経験者（5番）

他の裁判と比べることができないので、あれなんですけど、多分、事実関係であまり争いがなかったのも、証拠もそんなに多い方じゃなかったんじゃないかなという印象を持っているので、法廷での証拠調べとかの時間については、そんなに負担があるほど長くは感じなかったです。

司会者（大寄裁判官）

どうもありがとうございます。

それでは、証拠の取調べが全部終わった後に、検察官、弁護人のそれぞれの事件に対する最終的な御意見、検察官は論告、弁護人は弁論と呼ばれるものですけれども、これが分かりやすいものになっていたか、後の評議において役立つものになっていたのか、その辺りの御意見を伺えればと思います。

2番さんいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（2番）

正直あまり覚えてないんですけど、なんか本当に、検察官の資料がすごくよかったというのだけしか。申し訳ないんですけど、それがあったので、全部、「あっこれはこういうことを言ってらっしゃるんだ。」というのは、すごく覚えてる。弁護人が用意された書類が何かあまりにも対照的すぎて、その方が早口だったのもあるし、つまづいて言われることもあったので、「何かちょっと。」というのがあったのはすごく記憶があるんですけど。それ以外は、書類がすごくよかった、それしか本当に印象がなくてすみません。

司会者（大寄裁判官）

ありがとうございます。

3番さんいかがでしたか。

裁判員経験者（3番）

私もぱっと見た時に、検察官が作られた方は色分けされて、ポイントが分かるように、すごく綺麗に作ってあったんですね、見やすく。すごく作り慣れておられるなという印象を受けて、資料の比較だけで言ったら、もう圧倒的に見やすかったなという印象が残っています。だから簡潔にちゃんとポイントには色んな色で分けて、ぱっと見れば分かるようになっていたので、あの時、全然違うなと思ったという印象だけ残っています。内容はかなり忘れてます。

司会者（大寄裁判官）

ありがとうございます。

4番さんいかがでしたか。

裁判員経験者（４番）

本当に、検察官の資料は分かりやすかったというか、ポイントというのが分かったんです。殺人に対してのハードルが低いですよねと検察官が言った時の弁護とかなかったので、ちょっとそれはあれなんですけど。よく覚えていないので申し訳ないです。

司会者（大寄裁判官）

５番さんはいかがでしたか。

補充裁判員経験者（５番）

今、一生懸命思い出そうとして、何となく思い出したんですけど、弁護人も検察官も簡潔にまとめていただいている、とても分かりやすかったんじゃないかなと思います。

司会者（大寄裁判官）

１番さんいかがでしたか。

裁判員経験者（１番）

自分もほぼ同じ意見ですね。

司会者（大寄裁判官）

論告や弁論といったものについて、それぞれ今、色々な意見がありましたけれども、法曹関係者の方から質問があれば。よろしいですか。

それでは評議の話に移らせていただきます。評議では、十分に御意見を述べてくださいというようなこととお話をさせていただいたところですがけれども、自分なりには十分に議論できたというふうにお考えなのか、先ほど言われた、もうちょっと時間があればというような所も含めて、語っていただきたいと思っておりますけれども、まず４番さんの方から伺ってもよろしいですか。

裁判員経験者（４番）

事例を色々見せていただいて、放火と殺人があるからこれだよというので、色々皆で議論をいたしましたけれども、量刑だけを定めるものでしたけれども、

その量刑に至る思考というか、ちょっといい言葉で言えないんですけども、量刑も弁護人の請求，検察官の請求が飛び抜けて変な数字じゃなかったのも、本当はもっと掘り下げてというか、色んな裁判員に根拠を聴いて、本当にこれが正しかったのかのかなとまあちょっと私は思いましたので。

司会者（大寄裁判官）

もつともつと根拠を議論する時間があってもよかったんじゃないかという御意見で、参考になります。

5番さんいかがでしたでしょうか。

補充裁判員経験者（5番）

評議については、裁判員，補充裁判員も含めて、裁判官のお取り計らいの中で、皆、遠慮することなく発言はできていたと思います。ただ、証人が本当は欲しかったなというところが何となく皆にあって、量刑を決める上で、被告人の証言だけでは分からないようなところが皆ちょっと気になったりしていて、「あれは、どうだったんだろうね。」という、どういう気持ちだったんだろうとか、すごく皆、気になっていて、証拠で挙がってなかったりとか、証人が出てなかったりするの、結局確認はできないんですけど、皆、その辺が気になっていたの。ただその出てきた証拠に基づいて、証拠から分かることを基に判断をしていかないといけないので、何となく可哀想とか、何となく仕方がないよね、とか、いや酷いよね、とかいうのでは、やっぱり判断ができなくて、あくまでも証拠に基づいて判断することの難しさをすごく感じましたね。

司会者（大寄裁判官）

やっぱり先ほど申し上げたように、証人がいないということで、限られた情報の中で結論を出さなければいけないというところのモヤモヤ感というものがあったのかなと推察いたします。

1番さんは、いかがでしたか。評議につきまして。

裁判員経験者（1番）

正直、正解がなく人それぞれの意見なので、幅は決まってはいましたけど、裁判員の人たちが全て納得したのかなという部分では、どうなんだろうというふうに感じたので、もうちょっと議論を長く取ってもいいのかなとは感じました。

司会者（大寄裁判官）

2番さんいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（2番）

評議の時間は、正直もう少し欲しかったかなというのと、あと事例があまりにも多すぎたので、自分が思ってた刑とは、ちょっとかけ離れていたというのが正直なところですよ。他の方も同じように言ってたんですけど、やったことと、被告人の今後とかを色々考えていたら、刑のことで悩むよねって言うので、あの話の時に、できれば裁判員同士での話合いがちょっと欲しかったかなというふうには感じてます。

司会者（大寄裁判官）

2番さんの事件は事実が多いものだったので、どう考えていくかというのは、難しいところがあったかと思います。

3番さんいかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（3番）

私は時間的にも十分だったと思いました。色々分からないことは質問させていただいて、過去の事例で、このぐらいのというのも色々説明を受けて、見せていただいて、皆の意見も聞いた上で決めて、まあ時間的にも内容的にも、あれでいいなと思いました。

司会者（大寄裁判官）

評議の話から全体的な審理期間というものについて話を進めさせていただければと思うんですけども、審理期間について、正直、もうちょっと日にちがあれば、もっとよかったのになと。その日にちというのは、審理をする日にち、

時間としてなのか、評議をする時間としてなのか、色々お考えはあろうかと思
います。色んな人が来てやる裁判なので、今となってみても、あれくらいの期
間でやるのは仕方ないのかなというふうに思われるのか、色んな御意見があろ
うかと思えますけれども、これまで率直にお話しいただいていますので、引き
続きお話しいただければと思います。

5番さん、いかがですか。審理期間について。裁判所にお越しいただく日数
ですね。

補充裁判員経験者（5番）

そうですね、3日間だったと思うんですけど、一般的にというか、自分が出
やすい期間とすれば3日程度が限界かなとは思いますが、内容を考えると、
若干評議の時間はもう少しあってもいいのかなというのありました。皆さん
の納得が高まるということを考えると、もう少しあってもいいかなと思いまし
たけど、3日程度というのは適正かなと。

司会者（大寄裁判官）

1番さん、いかがですか。

裁判員経験者（1番）

正直なところ、自分の場合は4日だったんですけど、これ以上日にちが長引
くようだと、ちょっと仕事の方に支障を来すので、日にち的には、ちょうどい
い時間だったと思うんですけど、内容から考えると、もうちょっと長く取って
もらえたら、もっと話し合えたかなという部分もあります。

司会者（大寄裁判官）

2番さん、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（2番）

5番さんと同じ意見なんですけど、3日ぐらいいいかな、ただ評議の時間
がもう少しあったらよかったなというふうには感じました。

司会者（大寄裁判官）

3番さんが一番長くお越しいただいて、審理と評議で5日間でしたかね。いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者（3番）

時間的にはちょうどよかったなという印象でした。最終弁論を聞いた時には、何かすごく淡々と終わったので、こんなに短いんだと思った記憶があるんですけどね。

それから皆で集まって、最後のああじゃ、こうじゃという話は、結構時間が長かったので、色々な意見も出て、検討する時間もあったので、私はちょうどいいなと思いました。

司会者（大寄裁判官）

4番さん、繰り返しになってしまう所もあるかもしれませんが、遠慮なくお話しただけだと思います。

裁判員経験者（4番）

日数的には、もう十分だと思ってます。

司会者（大寄裁判官）

先ほど聞き損なってしまったんですけども、評議の秘密ですとか、職務を行うに際して秘密を洩らさないという義務、守秘義務というものがありますけれども、これについて実際、裁判員、補充裁判員を経験してみて、こんなふうに思ってますという所をお話しただけだと思いますが。

1番さん、お願いしていいですか。

裁判員経験者（1番）

正直、周りの人で裁判員をやった人はあまりいないので、色々なことを聞かれるんですけど、守秘義務、内容というか、どういうことをやったよとかいう中で、どこまでセーブして言ったらいいのかというのが、判断が難しい所がありました。

司会者（大寄裁判官）

公判廷で行われていることは、もう守秘義務の対象にはなりませんというのと、あとは、一般的な感想とかいうのはお話いただいてもいいですよ、ただあの評議室の話は守秘義務の中身ですよというような話をしたかと思えますけれども、それよりもうちよつと何か付け加えて説明した方がよろしいですか。

裁判員経験者（1番）

何かその、ポロツと言ったんじゃないかと不安になることがちょっとありました。

司会者（大寄裁判官）

なるほど。そういうご趣旨ですか。分かりました。

2番さん、いかがですか。

裁判員経験者（2番）

裁判員になったこと自体は言ってもいいということだったので、ただ自分が裁判員の経験をさせてもらったのが、自分の生活圏内での事件だったので、それを言ってしまうと、その経験をされた方もいらっしゃるかもしれないとかって思ってしまったたり、見た方もいらっしゃるかもしれないので、そこはちょっと自分自身の中で言えなくなってしまう、自分の本当の生活圏内での出来事だったので、近すぎて、守秘義務というよりも、もう「言えない」という方がすごく自分の中で強いので、正直、裁判員に選ばれたよっていうのは言ってるんですけど、どこでどういう事件があったことをやったよというのは一切言っていないのが今の現状です。あまりにも近すぎてというのが正直です。

司会者（大寄裁判官）

分かりました。そういう切り口の悩みもございますかね。

3番さんいかがですか。

裁判員経験者（3番）

私も内容については詳しくは一切言わなかったです。どういう内容というのも、言ってもいい範囲であろうというのも、下手に言うと色々質問されても嫌

だし、だから周りの人に言ったのは、あなたが当たったら絶対行った方がいいよというのと、もし喧嘩になっても、素手でやったら刑は軽くて、凶器を使ったら刑は重くなるらしいよというくらいの話はしましたけど。だから、色々な勉強をさせてもらったからというぐらいで、内容は一切言わなかったです。

司会者（大寄裁判官）

守秘義務が定められてることについての御意見が、実際に務めてからと務める前とで何か違うとか、まあ一緒だとかございますか。

裁判員経験者（3番）

まあそんなには変わってないですね。感覚的にも。

司会者（大寄裁判官）

4番さん、守秘義務について御意見伺えますか。

裁判員経験者（4番）

負担には思っていませんけれども、仕事の休みの関係で言わないといけないところがありましたが、必要だと思ってます。裁判員を経験したこと自体は、本当に家族とごく親しい人にしか言ってませんので、本当にいい経験をさせていただいたと思っているんですが、分かりやすく、評議室でのことはしゃべっちゃいけないとか、ここはしゃべっていいとか教えていただいたので、しゃべってはないと思うんですけど。

司会者（大寄裁判官）

あつた方がいいかなというふうなお考えなんですかね。

5番さん、いかがですか。

補充裁判員経験者（5番）

私も特に負担感があるっていうことは感じてはいなくて、ただ1番さんもおっしゃったように、評議室の中のことはだめと、法廷で聞いたりしたことはいいよって教えていただいたんですけど、本当に自分がポロッと行ってしまわないかはすごく不安はあって。一般的な感想はいいけど、評議室で誰がこう言っ

てましたとか、誰が何年で言いましたとかっていうのは当然覚えてないし、言わないんですけど、何かこういう意見が出たというか、ちょっと証人が欲しかったねとかいうことも、そういう意見のような、みんなの感想みたいなものを言っているのかどうかも、今日のこの場で言っているのかどうかもちょっとよく分からなくて、さっき職員の方にお聞きしたんですけど、その辺がちょっと自分の中では整理が難しいなというのはあります。

司会者（大寄裁判官）

分かりました。ありがとうございます。

時間が迫って参りましたので、ちょっと言い足りてないと、時間が不十分で言えなかったというようなこともあれば、そういったことも含めて構いませんので述べていただければと思いますのと、あと、こういう機会ですので、これから裁判員、補充裁判員になられる方へのメッセージについて、お話をいただければと思います。

1番さん、お願いしていいですか。

裁判員経験者（1番）

裁判員裁判をやる前までは、自分が事件を起こさなければ全く関係のないことだという捉え方をしていましたけど、裁判員裁判を経験して、その認識が変わったというか、とってもいい経験をさせていただきました。強いて言うなら、自分のことなんですけど、せっかくの機会だったので、もうちょっと思ったことを、言ったつもりではいるんですけど、もっと積極的にできたらよかったのかなと思います。今後、裁判員をやられる方に対しては、非常にいい経験になりますので、多分やる前は、あまりやりたいっていう人はいないと思うんですけど、やったからこそ分かるというか、言葉で言うのはちょっと難しいですけど、色んないい勉強をさせていただきました。ありがとうございます。

司会者（大寄裁判官）

ありがとうございます。

2 番さん、お願いしていいですか。

裁判員経験者（2 番）

私が担当した事件自体が、重い軽いはないんでしょうけど、そんなに殺人とかがあったわけではないので、事件内容にもよるんでしょうけど、私自身は、この裁判員に選ばれて、よかったかな、いい経験できたかなというふうに思いました。これがもし重い事件でしたら、ちょっとまた考え方が違ったのかなと思うんですけど、でもこれから裁判員になれる方は、一生のうち、選ばれるかどうかは分かりませんが、一度は裁判でこんなものだっていう経験ができるので、選ばれたら是非経験してみてくださいと言いたいなと思います。

司会者（大寄裁判官）

3 番さん、お願いします。

裁判員経験者（3 番）

自分が携わった裁判が最終的にどうなったのか全く分からなくて、ネットで調べても、控訴されたのかも分からなかったもので、さっき聞いたんですけど、そこに参加した人には、どうなったかという通知をしていただければ、その人はすごくホッとするんじゃないかと思いました。

それから、最初、断られた人とかでも、この次にいつ裁判員裁判がありますので是非見に来てくださいというような通知とかをして、1 回そこに足を運ばれたら雰囲気もよく分かるし、じゃあ次、招集されたら是非参加してみようという気にもなるんじゃないかなという。私も初めての裁判所に足を運んだので、全くどんなものかも分からなくて、やっぱり 1 回見てみると、すごくピリピリとした緊張感とか、色んな人の話し方とか聞いて、すごくためになったので、ぜひともそういうので、皆さんに経験していただきたいなと思いました。

裁判員経験者（4 番）

何かのおぼしめしでしょうから、もう是非参加してくださいってお伝えしたいですね。

補充裁判員経験者（5番）

今まで、裁判所という所はあまり身近な所ではなくて、当然裁判官の知り合いもないので、すごく硬いイメージがあったんですけど、すごく親切に説明とかしていただいて、裁判所自体がちょっと身近な感じになったので、普段から見学ツアーじゃないけど、そういった企画があったりとかすると裁判員に対する敷居の高さが下がったりするんじゃないかなとは、少し思いました。

もし、選ばれた方がいらっしゃったら、お薦めまではいかないですけど、そこまで毛嫌いすることでもないのです、是非時間が許せば、経験されたらということでお伝えしたいです。

司会者（大寄裁判官）

皆さんありがとうございました。

時間となりましたので、一応この場につきましては、ここで終わらせていただきます。

司会者（総務課長）

記者クラブの方から代表質問をしていただきまして、その後、個別の質問をお受けしたいと思います。

それでは、最初に記者クラブの代表質問からお願いできますでしょうか。

記者クラブ（A社 a 記者）

幹事社から1点、伺いたいんですけども、今年福岡県の裁判員裁判で、裁判員の方が裁判所外で声を掛けられるという事案があったんですけども、裁判員を参加している時にそういう不安があったかどうかお答えいただければと思います。

裁判員経験者（1番）

事案のあった前の事件なので、声を掛けられるということはちょっと意識はしてましたけど、そこまで気にはしていませんでした。

裁判員経験者（2番）

この事案がある前に裁判員をしたので、そういったことはなかったんですけど、ただこの事案があった時に思ったのが、裁判が行われている時は、実際には傍聴席の方からしたら、私たちは5人、人数が限られているので顔は覚えやすいかなというふうには思いました。今、実際自分がその事件を担当した時の、ないと思うんですけど、どこか頭の隅にはもしかしたら関係者の方から声を掛けられるかなという不安は今もあります。

裁判員経験者（3番）

私は全く最初からありません。今もありません。

裁判員経験者（4番）

傍聴人があまりいなかったんですけども、この事案の前の裁判でした。新聞とかネットとかで見たら、これは本当に怖いなと思って。私だったら一緒にバスに乗って、顔が分かるかなと思いました。あつてはいけないことだなと思ってます。

補充裁判員経験者（5番）

私もこの事案が発生する前の裁判だったので、特にこの点については不安には思ってなかったんですけど、今年ですね、こういうのをニュースで見て、そういう危険というか可能性もあったのかなというふうに考えて。ないかもしれないですけど、もし再度選ばれるようなことがあれば、若干躊躇する原因にはなるかなとは思いました。

記者クラブ（B社b記者）

本日の意見交換会の中で、4番の方と5番の方から、放火の再現の写真はなくてもよかったんじゃないかという御意見があったと思うんですけど、ちょっと詳しく理由の部分をお伺いできたらと思います。

裁判員経験者（4番）

2人で述べましたが、木造の家らしきものを作って、それに火を付ける、燃える様子を動画に撮っていて、それを見るんですけども、風力も違うだろ

うし、燃え方も大体想像ができるというかですね、その経費が勿体ないなと思っただけなのかな。

記者クラブ（B社 b 記者）

その映像がなくても、ある程度理解もできるし、想像もできるから、あえて要らなかったんじゃないかなという。

5番の方は、もしかしたら、その動画を見て、これだけ怖いことなんだという想像ができるかもしれないという思いも持たれていたということですか。

補充裁判員経験者（5番）

そうですね。検察官の主張は、被害者が生きてそのままベッドに寝ている状態で家に灯油をまいて火を付けたということで、残虐であるという主張をされていらっしやっただけで、それが分かりやすいということだったのかなという思いはあるんですけど、多分、家の構造とかも、全く同じではない再現動画だったと思いますので、なければならぬで大丈夫だったのかなと思いました。

記者クラブ（B社 b 記者）

ありがとうございます。

記者クラブ（C社 c 記者）

皆さんにお尋ねしたいのですが、裁判員の負担というところで、先ほど守秘義務とかって話もありましたが、量刑を決めることについての負担、被告人の人生を左右するような量刑とかっていうところを決める上での負担とかってのはありましたか。

司会者（大寄裁判官）

御質問は、量刑を決めるということについての、精神的、心理的な負担みたいな、そういう御趣旨でよろしいですかね。じゃあ、そういうことでお話いただけたらと思います。

裁判員経験者（1番）

量刑を決める上での負担というのは、あまりありませんでした。裁判員の方

と裁判官，裁判長含め，話し合った結果なので，自分の意見を言って，正当なところで取ってもらえるので，その辺は特には負担には思いませんでした。

裁判員経験者（2番）

負担はありませんでした。

裁判員経験者（3番）

私も，全くその辺の負担はございませんでした。

裁判員経験者（4番）

罪に対してのみの量刑であれば負担ではなく，その背景にあるものというか，被告人の今後のことを考えてしまって，住む家もなければ，長く入っていた方がいいんじゃないかとか，そんなことまで考えてしまいました。

補充裁判員経験者（5番）

特に，自分が意見を言う上での負担感は感じなかったんですけど，これが死刑になるかどうかということであれば，ものすごく負担があるのかなとは思いますが。まあ有期であり長くなければ，そんなに負担も感じないのかなという感想を持ちました。

記者クラブ（A社 a 記者）

引き続き皆さんにお聞きしたいんですけども，参加されていた時に，報道をご覧になられたかどうか，参考にしたかどうかをお答えいただければと思います。

司会者（大寄裁判官）

今の報道というのは，その事件に関して，自分のやっている事件に関しての報道を見たかどうか，というご質問ですね。

裁判員経験者（1番）

報道を見ようとは思いましたが，期間中，家に帰るのが夜遅いので，どれを見たらいいのかわちょっと分からなくて，新聞も取っていないもので，見てないです。

裁判員経験者（2番）

1番の方と同じで、ちょっと気になるので見たいなとは思ったんですけど、見る機会がなかった。だから、いまだにあの時見られていたらよかったかなというふうには思っています。

裁判員経験者（3番）

私も全く見る機会がなくて、夕方のニュースを見たのですが、そこではたまたまやってなくて、どの局でやるとかというのが分かっていたら、そこを録画するのになと思いながら、何時のニュースだろうと思いながら録画もちょっとしてみたんですけど、それに当てはまらずに見られませんでした。

裁判員経験者（4番）

見てないです。

補充裁判員経験者（5番）

事件の報道って、全く見てなくて、全く知らない状態で裁判に臨みました。

記者クラブ（D社d記者）

2番の方にお伺いしたいんですけども、自らの生活圏で起きた事件だったということですよね。先ほどの裁判員に対する声掛けの件なんですけれども、傍聴席で見知った顔とかがあったのか、なかったのかということと、裁判員裁判を経験された後、意識することがあったかどうかというところを教えてくださいましたらと思います。

裁判員経験者（2番）

生活圏内、本当に自分がいつも行ってる場所で起こっていたので、現在そこには行かなくなりました、正直。先ほど言ったんですけど、私たちから見たら、傍聴席の方は多いので顔は正直覚えれないんですけど、傍聴されている方は、人数が限られているので覚えやすいと思うんですね。それを考えると、怖いといったら変なんですけど、どこまで関係されている方が傍聴されているのか実際分からないので、自分は生活圏内のその場所には、今は行ってないし、その

場所の近くも行ってないです。

記者クラブ（D社d記者）

それは、やはりあの声掛けの事案というのは関係あるんですか。それとも、今回、裁判員裁判をやったということですか。

裁判員経験者（2番）

今の事案とは関係なく、裁判員をやって、その事件の内容を知った時から、夜、近寄るのも止めましたし、5月にあった事案の分も、その可能性があるんだってというふうに改めて思ったので、より一層、その場所を通るのをやめました。

記者クラブ（D社d記者）

5番の方にお伺いしたいんですけれども、先ほど裁判員の声掛けの件で、また再度選ばれるようなことがあれば躊躇する原因になるかもしれないというようなことをおっしゃったと思うんですけれども、今回声掛けの事案があつて裁判員に選ばれた方が辞退されたということがあつたと思うんですけれども、実際そういったものがあつたと仮定した場合、辞退はされたかなというのはどうですか。

補充裁判員経験者（5番）

もし、そういうのがあつたら辞退したと思います。

司会者（大寄裁判官）

それでは、最後に私からお礼の挨拶をさせていただきます。

一生懸命、悩んで考えていただいたという方々の率直な御意見が伺えまして、ありがたく感じました。今後の執務での材料とさせていただきたいと思っております。

皆様におかれましては、裁判員制度が、人になぞらえまして、中学生、高校生、さらに成人となるころにどうなっていくのか、見守っていただければと思いますし、確率的にはとても低い話なのかもしれませんが、もしまた選ばれる

ようなことがあったとするなら，御意見を活かして臨んでいただければ幸いです。

本日は，どうもありがとうございました。